

牧之原市榛原地域義務教育学校開校準備委員会要綱

(設置)

第1条 教育長は、榛原地域における学校教育法（昭和22年法律第26号。）第1条に規定する義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）の設置（以下「開校」という。）に向けた準備を円滑に推進するため、牧之原市榛原地域義務教育学校開校準備委員会（以下「開校準備委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 開校準備委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 校名、校章及び校歌等に関する事。
- (2) 学校運営、教育課程及び特色のある学校づくりに関する事。
- (3) 通学方法及び通学体制等に関する事。
- (4) P T A等の学校関連の組織に関する事。
- (5) 体操服、帽子、前期課程の制服等の学用品に関する事。
- (6) 学校運営協議会及び地域学校協働活動に係る組織並びに活動に関する事。
- (7) 施設、設備及び備品等の整備、廃棄並びに移動等に関する事。
- (8) 文書管理及びシステム等に関する事。
- (9) 施設の地域開放に関する事。
- (10) 閉校及び開校記念事業に関する事。
- (11) 開校までの学校間交流に関する事。
- (12) その他開校に際し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 開校準備委員会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育及び学校運営に関して専門的な知見を有する者
- (2) 義務教育学校の学区に住所を有する小学5年生以下の子どもを持つ保護者
- (3) 義務教育学校の学区に所在する小学校及び中学校の校長
- (4) 義務教育学校の学区に所在する小学校及び中学校の学校事務職員
- (5) 義務教育学校の学区に所在する小学校及び中学校の学校運営協議会の委員
- (6) 義務教育学校の学区内の区長
- (7) 義務教育学校を設置する町内会の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、義務教育学校の開校日の前日までとする。ただし、前条第3号から第6号に掲げる委員が役職を退いたときは、その後任者が委員となる。

2 前条の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 開校準備委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれ

を定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 開校準備委員会の委員全体の会議（以下「全体会議」という。）及び開校準備委員会の委員代表で構成する会議（以下「代表者会議」という。）は、委員長が招集し、その会議の議長となる。ただし、最初に関全体会議については、教育長が招集する。

2 全体会議及び代表者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、全体会議及び代表者会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 開校準備委員会は、所掌事務の推進のため、部会を設置することができる。

2 部会は第3条に掲げる者で組織する、又は既存組織を活用し、必要な事項について専門的に検討する。

3 部会に部長及び副部長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

4 部長は、会務を総理し、部会を代表する。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部長が招集し、議長は部長が行う。

7 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

8 部会の検討結果については、部長及び副部長が代表者会議に報告する。

(報酬)

第8条 報酬は会議又は部会1回の出席につき、第3条第1号に掲げる者については20,000円、その他委員については、牧之原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条の別表に定めるところによる。ただし、部会については、既存組織を活用して検討した場合は、開校準備委員会としての報酬を支払わないものとする。

(庶務)

第9条 開校準備委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、開校準備委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、義務教育学校の開校をもって、その効力を失う。